

が疾対第 1845 号
令和 7 年 6 月 12 日

県内透析医療機関の長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課長
(公 印 省 略)

「災害時透析患者支援マニュアル」の改定予定及び改定までの対応について（通知）

本県の腎疾患対策につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、災害時において透析患者を支援する際に必要となる透析施設関連情報及び後方搬送関連情報等を迅速かつ的確に収集及び伝達することを目的に「災害時透析患者支援マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）を作成しています。現行のマニュアルは、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」を活用した情報伝達を基本とした記載としているところ、令和 7 年 4 月より運用が開始された新 EMIS（EMIS 代替サービス）においては、無床診療所が利用対象外となり、システムを利用することができないことから、令和 7 年度中にマニュアルの改定を予定しています。

については、マニュアル改定までの間に県内で大規模な災害が発生し、神奈川県地域防災計画の県災害対策本部設置基準により災害対策本部が設置された場合には、次のとおりの暫定対応をお願いします。なお、マニュアル改訂にあたっては、より簡素な対応を検討してまいります。

（１）新 EMIS を利用することができる透析施設（病院、有床診療所）

新 EMIS を利用することができる施設は、マニュアル上の EMIS を新 EMIS に読み替えて、被災状況の入力をしてください。

※ 新 EMIS の操作方法等については、EMIS サービスヘルプデスクへお問合せください。

EMIS サービスヘルプデスク emis-info@emergency.co.jp

（２）新 EMIS を利用することができない透析施設（無床診療所）

新 EMIS を利用できない施設は、現行のマニュアルの「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」が使用できない場合」の手順に沿って、被害状況の報告をお願いいたします。

（３）一般社団法人神奈川県透析危機対策協議会に加入している透析施設

県は、神奈川県災害時保健医療救護計画（令和７年３月改定）に基づき、災害時の慢性維持透析患者の調整を一般社団法人神奈川県透析危機対策協議会（以下、「Kanagawa-DC」という。）と連携して行います。ついては、Kanagawa-DC に加入している透析施設は上記（１）（２）の対応に加え、緊急時透析情報共有マッピングシステム（D I E M A S）にも入力していただけますようお願いします。

（参考）

マニュアルは県のウェブサイトにも掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f450291/>

問合せ先

疾病対策グループ 小野寺

電 話 045-210-4795

メール jin99@pref.kanagawa.lg.jp